



東京医師歯科医師協同組合QUICPay/JCBビジネスカード入会申込書
 東京医師歯科医師協同組合 御中
 株式会社ジェーシーピー 御中

同意書類記載および別掲載の会員規約(抄)をよくお読みのうえ、お申し込みください。

PDF用

申込書左上の添付欄に、同意書類、提出書類のコピーを必ず添付してください。

・カード発行手続き上、お勤め先またはご自宅等へ確認の連絡(電話・SMS・メール)をする場合があります。
 ・入会申込書および提出された書類は返却いたしません。 ・ローマ数字は使用できません。アラビア数字(1、2、3...)でご記入ください。 ・システム上登録できない文字の場合、常用漢字またはカタカナに置き換える場合があります。 ・カードをお届けする際に、配送業者が本人確認書類にて取引時確認を行う場合があります。

法人契約番号 0 7 0 0 6 5 5 5 9 0 1	法人組織番号 0 0 0 0 0	カード独自仕様-1 7 0 0 6 5 5 5 9 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
---------------------------------	---------------------	--

黒のボールペン(消えないもの)で太線枠内を正確に、もれなくご記入ください。また、当てはまる項目の□に印を付けてください。(数字記入欄は右詰めでご記入ください。)

1 お申し込み日

西暦 20 年 月 日

2 スマリポの登録 スマリポの登録を希望の方のみ選択

「1回払い」と指定したものが自動的にショッピングリボ払いとなるお支払い方法です。
 所定の手数料がかかります。ショッピングリボ払い利用可能枠は審査のうえ設定します。
 設定ができない場合はスマリポの登録ができません。

1 残高スライドゆとりコース ※お支払コースの詳細は1枚目の規約をご確認ください。
 2 残高スライド標準コース

3 お申し込みご本人について

お名前前は、運転免許証等本人確認書類に記載の通りご記入ください。 [私は、同意書類記載および別掲載の会員規約・特約・規定・個人情報の取り扱いに関する重要事項の内容を確認・同意のうえ入会を申し込みます。]

フリガナ (姓) (名)	暗証番号	次番号は指定できません。 ①生年月日の組み合わせ ②電話番号(自宅・勤務先・携帯電話) ③住所番号 ④「1111」などの4桁の同じ数字	生年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大・ <input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平
お名前(自署)	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	配偶者 <input type="checkbox"/> 1あり <input type="checkbox"/> 0なし	子供 <input type="checkbox"/> 1あり <input type="checkbox"/> 0なし	
ローマ字名 (活字体) ●FIRST NAME(名) ●LAST NAME(姓)	同居ご家族(独身の方のみ) 1親 3なし 2その他	お住まい 1持家(自己・家族) 4賃貸(社宅・民間)	住宅ローン(本人または配偶者) 1あり 0なし	家賃支払(本人または配偶者) 1あり 0なし
フリガナ	世帯人数 生計を同一とする方的人数(ご本人・別居者も含む) 1□1人 2□2人 3□3人 4□4人以上	運転免許証・運転経歴証明書保有 1 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 0なし	運転免許証・運転経歴証明書ををお持ちの方は、必ず番号(12桁)をご記入ください。	
ご住所	ご本人様年収(前年・税込) 万円	お借入の状況 ※住宅・自動車ローンを除く。合計金額、お借入がない場合、必ず10万円とご記入。		
携帯電話(お持ちの方は必ずご記入ください。)	キャッシングサービス希望枠 5□50万円 3□30万円 1□10万円	※選択がない場合や記入内容が判断できない場合には、キャッシングサービス枠は設定できません。 ※ご希望に沿えない場合もあります。		
ご自宅電話	カード利用目的 1 <input type="checkbox"/> 事業費決済(例:お仕上りの経費(備品代等)) 2 <input type="checkbox"/> 生計費決済(例:お仕上り以外のお買物・旅行等の代金) 3 <input type="checkbox"/> 金銭の借入(例:キャッシングサービスのご利用)	入会後の主な利用目的を次より1つ以上ご記入ください。(複数選択可)		

4 お勤め先

お勤め先(フリーダイヤル・直通番号を除く)もカード発行手続きに必要な項目ですので、もれなくご記入ください。

フリガナ	フリガナ	フリガナ
お勤め先	所属部課(出向先・派遣先社名)	役職名
フリガナ		
所在地	直通電話番号	本社電話番号
		入社年月 西暦 年 月

規約面必須



発行日 年 月 日	有効期限 年 月 日	確認日時 20 年 月 日	確認者	補完書類(番号等)
マイナンバーカード	カード会社 使用欄 M C	特定番号		
本人確認 0.未 1.済	1.対(免/特在) 2.写 4.既 3.口 6.対(住保)	0.未 1.一致 3.住 4.期切 9.他 2.生 5.無効	0.無 1.免 2.バ 9.他	A.印登 J.戸籍 M.児扶 P.障 F.特永 K.年金 N.母子 R.住基 W.在留 X.個番
収入証明 <input type="checkbox"/> 1有 <input type="checkbox"/> 0無 <input type="checkbox"/> 2不備	受付日 20 年 月 日	発行日 20 年 月 日	年取額 万円	
1.源 2.課税 3.確申 4.給与 5.年証 6.年振 7.納税 8.支払 9.青色 A.取内 J.事/課税 K.事/確申 M.事/納税 N.事/青色 P.事/取内				
法人確認欄	法人 S TPPコード 10000010001	スキーム 10001	国内ブランド 10001	国内ブランド2 10001
	Z		国際ブランド 10001	提携先コード 285400
	商品種別 11212000008	備法 決済	クレサ付カード	識別番号 O H N R JI YO SY D SHA MCK
	精算先TPPコード	ルートコード 2850	受付BKコード	店コード 100
			紹介コード	

訂正する場合

訂正箇所は二重線を引き、すべて金融機関お届けの印鑑またはサインにて訂正印の捺印またはサインの記入をお願いします。

5 カードご利用代金お支払い口座 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加) (クレジット利用代金)

東京医師歯科医師協同組合QUICPay/JCBビジネスカード入会申込書 預金口座振替規定

1. JCBから貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、毎月所定日(当日が金融機関休業日の場合には翌営業日)に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しのできる金額(当座振替を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書をJCBに返戻していただき、振替日以降任意の日に、貴店がJCBから請求のあった金額(振替日請求額の全額または一部)を引落しのうえ支払っていただきます。
 3. この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたりJCBから請求がない等相当の事由があるときは、とくに申しない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱っていただきます。
 4. この預金口座振替についてさらに紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関コード	検印	印鑑照合	係印	取扱店日附印

金融機関・ゆうちょ銀行使用欄
 本依頼書・申込書に不備のある場合には、次の該当箇所にご印を付け、JCBへご返送ください。
 1. 口座取引なし 2. 記載事項等相違(店名、預金種目、記号・番号、口座名義)
 3. 印鑑相違 4. 印不鮮明 5. その他()

(不備返却先) 〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14
 株式会社ジェーシーピー カード発行部 業務グループ 口座管理チーム

クレジット会社使用欄

ご注意ください!

下の①②の書類を、入会申込書左上の「添付欄」に必ず添付のうえ、お申し込みください。

①同意書類(1枚目の用紙…規約類およびその他記載された事項・同意欄) 同意欄に必ずご署名ください。

②収入証明書類(キャッシングサービスをご希望の方のみ) 下の「収入証明書類」をA4用紙に原寸大でコピーしてください。

*収入証明書類は、「お名前」「収入証明内容」「発行元」の確認ができる最新のものををご用意ください。

ご記入の前にお読みください。

お申し込みの手順

- ①入会申込書に必要事項をすべて記入・捺印(1カ所)する
- ②提出書類のコピーを申込書左上に添付する
提出書類はA4用紙に原寸大で端が切れないよう鮮明にコピーのうえ、申込書左上の「添付欄」に必ず添付してください。
※個人情報漏えい防止のため、お申し込み面・書類を内側にしてお送りください。
- ③所定の審査後、Eメール・SMS・郵便などで本人確認手続きについてご案内します。案内に沿って手続きを実施してください。手続き完了後、登録のご住所にてカードをお届けします。

キャッシングサービスをご希望の場合は下をご確認ください。

02

収入証明書類

キャッシングサービスをご希望の方で次のいずれかに該当する場合
収入証明書類のいずれか1点のコピーをご提出ください。

本申込書におけるキャッシングサービス希望枠もしくはお持ちの弊社カードのキャッシング利用可能枠(いずれか高い方の枠)	+	弊社ローンのご利用残高の合計 または 弊社ローンのご利用残高・他の貸金業者(クレジットカード会社、信販会社、消費者金融会社など)を含めた借入総額の合計	≧ 50万円を超える場合 ≧ 100万円を超える場合
《収入証明書類》 (お名前、収入証明内容、発行元の記載があるもの)			
源泉徴収票	毎年12月ごろに発行される最新のもの(給与所得に限る)		
納税通知書	毎年5~6月ごろに発行される最新のもの		
確定申告書	毎年2~3月ごろに確定申告を行った際の最新のもの		
給与明細書	直近2か月間に発行された2か月分(会社名入りのもの)		

注意事項

・マイナンバー(個人番号)の記載がない書類をご用意ください。記載がある書類の場合は、マイナンバーをペン等の復元できない方法で黒く塗りつぶしてご提出ください。

ご入会にあたって

《ご入会方法》

お申し込みは「東京医師歯科医師協同組合QUICPay/JCBビジネスカード入会申込書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、所定の手続きに従って、入会申込書をご提出ください。

《お申し込み資格》

貴組合に所属の組合員の方

《年会費》

無料 ※無料となる年会費はJCBが負担します。

《紛失・盗難の場合も安心です》

紛失・盗難にあわってもJCBへ届け出された日から60日前にさかのぼり、それ以降に不正使用された金額を補償します*。紛失・盗難のご連絡は国内・海外ともに24時間・年中無休でMyJCBもしくは電話で承ります。

*一部、MyJCBから受け付けできないカードがあります。

*会員の方に会員規約違反や故意または過失等がある場合は、本補償の対象となりません。

*交通系カードの場合、チャージ済み金額は対象となりません。

《ご留意事項》

- カードご利用可能枠はカード送付時にご案内します。
- 現在ご利用のJCBカードとあわせてお持ちになれます。
- カードの有効期限内においてご利用がない場合は、更新カードが発行されない場合があります。
- 下記、個人情報のお取り扱いおよび発送委託第三者提供についてご確認のうえお申し込みください。

《カードご利用代金お支払い口座の設定について》

金融機関での登録に2~3週間のお時間がかかるため、カードご利用代金お支払い口座の設定が完了する前にカードを発行する場合があります。登録手続きが完了しない場合、お振り込み等でお支払いをご案内します。その際の各種手数料は、お客様のご負担となります。また、お支払い口座のご記入・ご捺印(サイン)に間違いがある場合はさらにお時間がかかる場合があります。よくご確認のうえお申し込みください。

個人情報の取り扱いについて

東京医師歯科医師協同組合(個人情報保護管理者 事務局長 03-3256-2101)はご記入いただいた個人情報を商品・サービスの斡旋、代金回収、アフターサービス、ご案内等のために利用します。これらの項目は本件に必要な情報であり、ご提供いただけない場合には、本件手続を行えない可能性があります。ご記入いただいた個人情報はあらかじめ同意いただいている場合および法令で認められている場合を除き、第三者に提供、または取り扱いを外部委託することはありません。以上にご同意のうえ、ご記入ご提出ください。本件に関する個人情報について開示・訂正等のご請求を希望される場合は企画部業務グループ(03-3256-2104)までご連絡ください。発送委託はありません。ご提供いただいた個人情報はカード発行および、サービスご利用のため株式会社ジェーシービーに提供します。

(個人情報保護管理者:事務局長 TEL 03-3256-2101)(共同利用個人情報管理責任者:購買部リーダー TEL 03-3256-2103)

JCBカードのお支払いについて

02*

●スマリボ

利用時に「1回払い」と指定したものが自動的にショッピングリボ払いになるお支払い方法です。リボ払いのお支払いは「残高スライドコース」になります。詳細は申込書をご覧ください。

登録を希望される方は、申込書の「スマリボの登録」欄にて、ご希望のコースに☑印を付けてください。

*法令の定めや与信判断等により、ショッピングリボ払いの利用可能枠が0円、または利用残高を下回る枠へ変更となった場合、お客様にてスマリボの解除をお願いします。



●ショッピング1回払い

手数料不要

締切日(毎月15日)の翌月10日にお支払いとなります。

●JCBショッピング2回払い

手数料不要

締切日(毎月15日)の翌月10日と翌々月10日の2回に分けてのお支払いとなります。(国内のみ)

●JCBボーナス1回払い

手数料不要

夏または冬のボーナス月に一括でのお支払いとなります

※取扱期間は、加盟店により異なります。

	ご利用期間	お支払い日
夏	12/16~6/15	8/10
冬	7/16~11/15	1/10

●JCBショッピングリボ払い

利用金額や件数にかかわらず、毎月10日に一定の元金に手数料を加えてのお支払いとなります。詳しくはJCBカードサイトをご覧ください。

<https://www.jcb.co.jp/service/payment/revolving/>

●JCBショッピング分割払い

利用金額と手数料の合計を毎月10日に希望の回数に分けてのお支払いとなります。

お支払い回数: 3, 5, 6, 10, 12, 15, 18, 20, 24回

*お支払い回数の指定は加盟店により異なります。

●JCBショッピングスキップ払い

利用金額と手数料の合計を、指定月10日にお支払いとなります。

*ショッピング1回払い利用後にお支払い月を変更するサービスです。お支払い月を最長6ヵ月先まで変更することができます。

カードご利用代金のお支払いは、指定の口座からの自動振替です。

●お支払いの利用条件について詳しくは、1枚目の規約面をご覧ください。

暗証番号は必ずご記入ください

09

JCBのキャッシングサービスや「ICカード対応端末機設置加盟店」でICカードをご利用の際に必要です。不正使用を防ぐため、暗証番号は第三者が推測しにくい番号をご記入ください。次の番号は指定できません。

①ご自分の生年月日の組み合わせ ②電話番号(自宅・勤務先・携帯電話)の一部 ③住所番号の一部 ④4桁の同じ数字(例:1111等) ①~④に該当する場合、申込書に記入の数字が判読しにくいまたは記入がない場合は、カード発行会社で暗証番号を設定のうえご案内します。

キャッシングサービス 受付時間▶9:00AM~5:00PM 土・日・祝・年末年始

に関する 返済等の 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

相談・苦情窓口 0570-051-051

●貸付条件を確認し、借りすぎに注意しましょう

04

JCBのサービスについて

【JCBカードサイト】 <https://www.jcb.co.jp/>

お問い合わせ 9:00AM~5:00PM 日・祝・年末年始
0120-883-623

スマートフォン・携帯電話の方は次のダイヤルをご利用ください。

JCB法人デスク (入会ご案内専用) 0570-00-3332
06-6942-8226

13



★必ずA4サイズでカラー印刷し、お手もとにお控えください。

キャッシングサービス利用可能枠が0円の方へのご案内

以下は、貸金業法第16条の2に基づき、カード発行前にキャッシングサービスに関してご案内する内容です。対象の方は、以下のご案内をお読みください。

世界にひとつ。
あなたにひとつ。

キャッシングサービス利用可能枠が0円となる対象の方

- ご入会お申し込みの際に、キャッシングサービス利用可能枠を希望されなかった方。
 - キャッシングサービスのご利用を希望された方で、JCB所定の審査に必要な事項を記入いただけていない方(一部、記入内容が不鮮明・不明確な方も含む)、またはカードの種類によりもしくはその後のJCBの審査によりキャッシングサービス利用可能枠が0円となった方。
- ※キャッシングサービスのご利用を希望される方(上記2の方を除く)につきましては、別途、JCBよりご案内をいたします。

【キャッシングサービス設定内容のご案内】

	キャッシング1回払い	海外キャッシング1回払い	キャッシングリボ払い
キャッシング総枠	0円		
ご利用可能枠	0円		
融資利率(年利)*1	18.00%	18.00%(ザ・クラス会員の方は14.10%)	
返済方式	元利一括払い		毎月元金定額払い
利用時の返済の目安	返済総額	0円	
	返済期間/回数	0日/0回	0ヵ月/0回

*1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算 ●遅延損害金(*1)年20.00%

●返済金額の算出方法

【キャッシング1回払い/海外キャッシング1回払い】

前月16日から当月15日までのご利用額合計および下記計算方法より算出した手数料を翌月のお支払日にお支払いいただきます。

<手数料計算方法>

ご利用額×融資利率(年利)×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

【キャッシングリボ払い】

設定の元金および下記計算方法より算出した利息を毎月のお支払日にお支払いいただきます。

ご利用残高が元金より少ない場合は、ご利用残高の金額が元金となります。

<利息計算方法>

[新規利用分]新規ご利用額×融資利率(年利)×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

[残高分]前回返済後残高×融資利率(年利)×ご利用日数<前回お支払日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

【繰上返済方法】

「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料・利息の全額または一部を随時支払うことができます。

	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い
1.当社が指定するATM等から入金して返済する方法	×	○
2.事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法	×	○
3.事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法	○	○
4.当社に現金を持参して返済する方法	○	○

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日までの日数がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。

【期限の利益の喪失】

次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めたJCBからの催告後に是正されない場合、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においてはJCBの請求により、JCBに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。なお、(1)については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。

- 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- 差押、仮差押、仮処分等の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (1)、(2)、(3)、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- 会員規約に違反し、その違反が会員規約の重大な違反となるとき(会員規約(反社会的勢力の排除)に定める確約に違反する場合を含むが、それに限らない。)
- 会員規約(退会および会員資格の喪失等)に基づき会員資格を喪失したとき。

【その他】

※コンビニエンスストアでのお支払いや金融機関等での振込によるお支払いの場合の手数料、費用・手数料等に課される公租公課、当社が債権保全実行に要した費用、およびCD・ATMでのキャッシング1回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は、会員負担となります。

※お支払い期日：毎月10日支払い(金融機関等休業日は翌営業日)

※お支払いはご指定の口座より自動振替いたします。ご指定の口座については「カード発行のご案内」をご確認ください。

<個人信用情報機関の利用および登録>

融資の利用状況については当社が加盟する信用情報機関および当該信用情報機関と提携する信用情報機関に登録されます。

※所属のカード発行会社により、個人信用情報機関の加盟状況が異なります。個人信用情報機関への加盟状況については、所属されるカード発行会社までお問い合わせください。

<加盟個人信用情報機関>

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)	●全国銀行個人信用情報センター	●株式会社日本信用情報機構(JICC)
0120-810-414	03-3214-5020	0570-055-955
https://www.cic.co.jp/	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	https://www.jicc.co.jp/

【登録情報】

A.氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報 B.加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実 C.入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況 D.官報において公開されている情報 E.登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨 F.本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報
※上記のうち個人信用情報機関が独自に収集・登録するものは、D、E、Fとなります。

【登録期間】

登録情報A～Fの各項目については以下の期間に登録されます。

●CIC A：上記登録情報B、C、D、E、Fのいずれかの情報が登録されている期間 B：当該利用日より6ヵ月間 C：契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内 D：— E：当該調査中の期間 F：登録日より5年以内

●全国銀行個人信用情報センター A：上記登録情報B、C、D、E、Fのいずれかの情報が登録されている期間 B：当該利用日から1年を超えない期間 C：契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 D：破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間 E：当該調査中の期間 F：本人申告のあった日から5年を超えない期間

●JICC A：上記登録情報B、C、D、E、Fのいずれかの情報が登録されている期間 B：当該利用日から6ヵ月以内 C：契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内 D：— E：当該調査中の期間 F：登録日より5年以内

※上記の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内で登録されます。

※加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

・CICの提携個人信用情報機関：JICC、全国銀行個人信用情報センター ・JICCの提携個人信用情報機関：CIC、全国銀行個人信用情報センター ・全国銀行個人信用情報センターの提携個人信用情報機関：CIC、JICC

<貸金業務にかかる指定紛争解決機関>

●日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

株式会社ジェシーピー 関東財務局長(14)第00183号 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

※登録番号の最新の更新回数(カッコ内)は当社ウェブサイトをご参照ください。

会員規約(抄)をよくお読みいただいたうえで、カードをお申し込みください。

JCB CARD 規約・規定集 ビジネスカード用

株式会社ジェーシービー

本規約・規定集には、カードに関する重要な内容が記載されております。必ずお読みいただいたうえで、大切に保管してください。なお、本規約・規定集に掲載されております、以下の約款類については、同サービス加入者の方に適用されます。

- ・ETCスルーカード規定(要約) ・QUICPay会員規定(個人申込書/モバイルなし用-抄-)
- ・MyJCB利用者規定 ・MyJチェック利用者規定 ・J/Secure(TM)利用者規定 ・スマリボ特約

個人情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて下記事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約(第2章)としてあらためてお届けします。

1.個人情報の収集、保有、利用

株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)、会員および入会を申し込みされた方(以下併せて「会員等」という。)、の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- JCBとの取引に関する手続判断および手続後の管理のために、下記①～⑨の個人情報を収集、利用します。
 - 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
 - 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等とJCBの契約内容に関する事項。
 - 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および手続判断や債権回収その他と手続後の管理の過程においてJCBが知り得た事項。
 - 会員等が入会申込時に届け出た収入、負債、家族構成等、JCBが収集したクレジット利用、支払履歴。
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等がJCBに提出した収入証明書等の記載事項。
 - JCBが適当かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
 - 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
 - インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類、言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等) (以下「デバイス情報」という。)
- 以下の目的のために上記(1)①～④の個人情報を利用します。ただし会員が下記③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、JCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとする。
 - カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - JCBのクレジットカード事業その他のJCBの事業(JCBの定款記載の事業をいう。以下「JCB事業」という場合において同じ。)
 - JCB事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - JCB事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
 - 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上記(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、JCBは会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。JCBは当該業務のために、上記(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者から提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたりして一定期間保管し、当該事業者において、当該事業者がJCB以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のために当該個人情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。
- JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、手続判断および手続後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記(1)①～④の個人情報を共同利用します。(当該提携会社は、次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/r/ryou/)
- 以下のJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)、は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①～③の個人情報を共同利用します。
 - 株式会社JCBトラベル、旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーブサービス、JCBおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供のため
 - 株式会社ジェーシービー・サービス、保険サービス等の提供のため
- 上記(4)(5)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2.個人信用情報機関の利用および登録

- 本会員および本会員として申し込みされた方(以下併せて「本会員等」という。)、の支払能力の調査のために、JCBは加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。))および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。))に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関が独自に収集・登録した情報に含まれます。
- 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の手続判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。)のために利用されます。
- 加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

3.個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JCBはすみやかに訂正または削除に応じます。

4.個人情報の取り扱いに関する不同意

JCBは、会員等が入会を申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上記1.(2)③または同④への中止の申し出を除く。)(は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

5.契約不成立時および退会後の個人情報の利用

- JCBが入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上記1.(ただし1.(2)③および同④を除く。))および2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 退会の申し出または会員資格の喪失後も上記1.(ただし1.(2)③および同④を除く。))および開示請求等に必要範囲で、法令等またはJCBが定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

6.個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

(KJ100000-20200331)

ビジネスカード特約

第1条 (導入法人) 1.カード発行会社(以下「当社」という。))および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。))が運営するJCBカード取引システムの導入に関し、本特約を承認のうえ、当社およびJCB(以下「両社」という。))との間で合意が成立した官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体を導入法人とします。

2.導入法人は、両社が発行するクレジットカード(以下「ビジネスカード」という。))の入会申込対象を導入法人の役員、社員、職員または団体の構成員等(以下「役員員等」という。))から予め指定するものとし、入会を申し込み方(以下「入会申込者」という。))は、会員規約に定める本会員として入会を申し込みものとします。

第2条 (管理責任者)

- 導入法人は、両社が依頼した場合、導入法人を代表して会員のビジネスカードの入会申込手続、諸届出(退職等の異動情報を含む。)、退会手続および会員と両社との連絡調整を行う担当者(以下「管理責任者」という。))を選定し、当社に届け出るものとします。
- 入会申込者は、管理責任者を通じて入会申込手続を行うものとします。管理責任者は、両社所定の入会申込書に管理責任者の届出印を捺印のうえ両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続を、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。
- 管理責任者に変更が生じた場合、導入法人は両社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

第3条 (家族会員の有無、カード利用の範囲)

- 両社と導入法人は、ビジネスカードの家族会員の有無について予め取り決めるものとします。
- ショッピング利用代金の支払区分のうちショッピング2回払い・ポナ1回払い・ショッピングリボ払い・キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いについては、当社と導入法人の間で合意された範囲でのみ、ビジネスカードでの利用を可能とし、利用可能な範囲ならびに各々の利用可能枠は当社が決定するものとします。

第4条 (年会費)

会員規約に定める年会費はビジネスカードについては適用せず、当社と導入法人との間で別途取り決めるものとします。

第5条 (導入法人への通知事項)

会員は、導入法人による経費処理、会員に対する福利厚生、ビジネスカードの回収および会員の管理業務の遂行等に必要な範囲において、以下の各号の情報を当社またはJCBが導入法人に通知することに同意します。

- 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、会員が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
- 入会申込日、入会承認日、有効期限等、ビジネスカードの契約内容。
- 会員のビジネスカードの利用内容、支払い状況。

第6条 (会員資格の喪失)

両社は会員が次のいずれかに該当する場合には、両社または導入法人より通知することにより、直ちに会員資格を喪失させることができます。

- 本会員が導入法人の役員員等の資格を喪失したとき、または導入法人が会員のビジネスカードの使用を停止する旨を当社またはJCBへ届け出たとき。
- 導入法人と両社とのJCBカード取引システムへの加入に関する合意が解除されたとき。

第7条 (本特約の改定等)

1.本特約の改定は、会員規約第46条(会員規約およびこの改定)が適用されます。

2.本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。

2020年3月31日現在

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、ビジネスカード特約は次のように変更されます。

- 「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。
- 会員規約の引用条項について、第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。

(UK002-20200331)

会員規約(個人用-抄-)

第1条 (会員) 1.株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。))が運営するカード取引システム(以下「JCBカード取引システム」という。))にJCB所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込みされた方(以下「JCBが審査のうえ入会を承認した方を本会員」といいます。))

2.JCBカード取引システムにJCB所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込みされた本会員の家族で、JCBが審査のうえ入会を承認した方を家族会員とします。

3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものをいう。以下同じ。))を使用して、本規約に基づくカード利用(第3条(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第21条に定めるものをいう。以下同じ。))、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第5条に定める付

帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第38条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、JCBに対して主張することはできません。

4.本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。家族会員が本規約に違反した場合には、JCBに対し、連帯して責任を負うものとします。

5.本会員と家族会員を併せて会員とします。

6.会員とJCBとの契約は、JCBが入会を承認したときに成立します。

7.会員には、ゴールド会員、一般会員の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。)の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

第2条(カードの貸与およびカードの管理) 1.JCBは、会員本人に対し、JCBが発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

2.カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。

- (1)会員の氏名
- (2)カード番号およびカードの有効期限(以下併せて「カード番号等」という。)
- (3)セキュリティコード(カード裏面に印刷される場合には、署名欄(サインパネル)に印刷される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印刷される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)

非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

3.カードの所有権はJCBにあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第7条(暗証番号) 1.会員は、カードの暗証番号(4桁の数値)をJCBに登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、またはJCBが暗証番号として不適切と判断した場合には、JCBが所定の方法により暗証番号を登録し通知します。

2.会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、JCBは一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与された会員本人が行ったものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担となります。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合は、この限りではありません。

3.会員は、JCB所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります(JCBが特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません)。

第11条(取引時確認) 1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき取引時確認(本人特定事項の確認をいう。)がJCB所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要とJCBが判断した場合は、JCBは入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

2.JCBは、会員が入会した後、会員がJCBに申告または届け出た個人情報やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、JCBの求めに応じることが拒絶または遅延してはならないものとします。

第11条の2(反社会的勢力の排除) 1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、暴力団員、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊犯罪集力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来においても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCBの信用を毀損し、またはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

2.JCBは、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを撤回し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるとします。カード利用を一時的に停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないとします。また、JCBは、会員が前項の規定に違反している認められた場合には、第7条第1項(6)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第38条第4項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。

3.前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等についてJCBに請求しなすものとします。

4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
- (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に狭げ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者

第11条の3(マネー・ロンダリング等の禁止) 会員は、マネー・ロンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。))に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ロンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ロンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第12条(個人情報の収集、保有、利用、預託) 1.会員等は、JCBが会員等の個人情報を取り扱う必要と保護措置を行ったうえで以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報収集、利用すること。①氏名、生年月日、性別、住所、有効期限、予約メッセージサービスの送信先番号を兼ねる。勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、入会承認、利用可能枠等、会員等とJCBの契約内容に関する事項。

③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程においてJCBが知り得た事項。

④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・借入金・家族構成等、JCBが収集したクレジットカード利用・支払履歴。

⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項またはJCBが提出した収入証明書等の記載事項。

⑥JCBが適当かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類、言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等) (以下「デバイス情報」という。)

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等についてJCBに中止を申し出た場合、JCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②JCBのクレジットカード事業その他のJCBの事業(JCBの定款記載の事業をいう。以下「JCB事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族その他の取引上の判断を含む。)

③JCB事業における新商品、新機能、新サービスの開発および市場調査。

④JCB事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)本規約に基づきJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報収集業務を委託先に預託すること。

(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)①②③④の個人情報を活用して個人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引で第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高くと判断された取引については、JCBは会員らの財産の保護を図るため、追加の本確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。JCBは当該業務のために、本項(1)①②③④の個人情報収集を不正検査サービス運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後当該個人情報等を個人が直接決定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者の提携するJCB以外の組織向けの不正検査サービスに提供するための個人情報を活用します。詳細については、JCBのホームページ上の「J/Secure(TM)サービス」に関する案内にて確認できます。

2.会員等は、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第13条により個人利用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は各自のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/。なお、本項に基づき共同利用に係る個人情報の管理について責任を負う者はJCBとなります。

3.会員等は、JCBが個人情報を提供することと契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づき共同利用に係る個人情報の管理については併せて有する者はJCBとなります。

第13条(個人利用情報機関の情報および登録) 1.本会員および本会員の加入している個人利用情報機関(以下併せて「本会員等」という。)は、JCBが利用・登録する個人利用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者が包括借入申込せぬ業者等(以下「加盟店」という。))に対する当該情報の提供を業としてのものについて以下のとおり同意します。

(1)本会員等の支払能力の調査のために、JCBが加盟する個人利用情報機関(以下「加盟個人利用情報機関」という。))および当該機関(以下「提携個人利用情報機関」という。))に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報は、官報等において公開されている情報、登録された情報に個人本人が苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等個人より申告された情報など、加盟個人利用情報機関および提携個人利用情報機関のそれぞれが収集・登録した情報が含まれます。

(2)加盟個人利用情報機関に、本会員等の支払能力に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されること、当該機関および提携個人利用情報機関の加盟会員、これらの提携に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転売等の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のために利用されること。

(3)前号により加盟個人利用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人利用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人利用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2.2005年3月30日までに加入された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「家族会員等」という。))は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人利用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人利用情報機関の加盟会員が家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に関する個人利用情報機関に加盟すること、これらの提携に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転売等の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のために利用されること。

第14条(個人情報の開示、訂正、削除) 1.会員等は、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人利用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1)JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ

(2)加盟個人利用情報機関に対する開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人利用情報機関へ

2.万一登録内容が正確でなかった誤りであることが判明した場合には、JCBは速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第15条(個人情報の取り扱いに関する同意) JCBは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きを断ることができる。ただし、第12条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本項に定めるJCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出であっても、入会を断ることや退会の手続きを断ることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第16条(契約不成立時および退会の個人情報の利用) 1.JCBが入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認しない理由のいかなにかかわらず、第12条に定める目的(ただし、第12条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定めるJCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および第13条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.第38条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第12条に定める目的(ただし、第12条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定めるJCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要と認められる範囲で、法令等またはJCBが定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第21条(ショッピングの利用) 1.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第18条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化は以下の方式等が適用され、現金を取得することを目的とするショッピング利用であり、方式のいかなにかかわらず、禁止の対象となります。

(1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式

(2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を加盟店の第三者に有償で譲渡する方式

(3)現行慣習もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

第22条(立替債の委託) 1.会員は、第2条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを委託したことをし、JCBに対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、JCBが会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法を断ることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替債に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

(1)JCBが加盟店に対して立替債払うこと。

(2)JCBの提携会社が加盟店に対して立替債払したうえで、JCBが当該JCBの提携会社に対して立替債払すること。

(3)JCBの関係会社が加盟店に対して立替債払したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替債払すること。

2.商品の所有権は、JCBが加盟店、JCBの提携会社またはJCBの関係会社に対して支払いをしたときにJCBに移転し、ショッピング利用代金の完済までJCBに留保されることを、会員は承認するものとします。

第33条(明細) 1.JCBは、「MyJCBおよびMyJ/ケック」の登録を行った本会員に対し、約定支払前に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他のカード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。JCBは明細の内容が確定した後遅やかに(なお、第23条第2項(2)に基づき利用内容の変更等がある場合には、当該変更後遅やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」と

- いう。)を本会員が届け出たメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
- JCBは、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「[MyJCB]および「[MyJチェック]に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を画面化したものをいう。以下同じ。)を本会員の届出住所宛に送付します。また、JCBは本会員が明細書の発行を希望し、JCBがこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費の支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。JCBが本会員に明細書を送付した場合は、本会員はJCBに対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)としてJCBが定める額を標準期間満了日の翌月10日に(ただし、JCB所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。))支払うものとします。ただし、JCBが公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、JCBは本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を繰り延べられる場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。
 - JCBが本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用がなされているか、明細を閲覧するなどして確認するものとします。JCBは、JCBが定め、本会員に対して届け出ることとする。JCBは、JCBが定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。

- 第39条(カードの紛失・盗難による責任の区分)**
- カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
 - 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずにカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、JCBにJCB所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつJCBの請求によりJCB所定の紛失・盗難届をJCBに提出したことを条件として、JCBは、当該通知を受けたカードについて、JCBが通知を受けた日の60日以前に(2)のうたいずれか早い日の日(なお、日にちを特定するに当たっては、第9条(届出事項の変更)第3項が適用されるものとする。))から60日以内に、会員がJCBの請求する書類を提出しなかつたとき、またはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかつたとき、(5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくはJCB所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかつたとき、(6)会員が第3項に違反したとき、(7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。)が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき、(9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。

- 第39条の2(カード番号等の不正利用)**
- カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失・盗難等」という。)されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
 - 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を利用し他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、JCBにJCB所定の方法によりその事実を通知するとともに、JCBの請求によりJCB所定の紛失・盗難等届をJCBに提出したことを条件として、JCBは、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるものうち、次項に定める「免費対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。
 - 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い日の日(なお、日にちを特定するに当たっては、第9条(届出事項の変更)第3項が適用されるものとする。))から60日以内に、会員がJCBの請求する書類を提出しなかつたとき、またはJCB等が通知を受けたカード利用について、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免費対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免除対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングが払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過してないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。
 - JCBが明細確定通知を本会員が登録したメールアドレス宛に送信した日
 - JCBが本会員に対して明細書を送付した場合には、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日
 - 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合(ただし、本案に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人がJCBに対して負う損害賠償債務を弁済するよう、JCBの求めに応じて最大限の協力をするものとします。
 - 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金をJCBに支払うものとします。
 - (1)会員が第2条に違反したとき、
 - (2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本人規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入りこるできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難でない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重大過失によって紛失・盗難等が生じたとき、
 - (4)会員がJCBの請求する書類を提出しなかつたとき、またはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかつたとき、
 - (5)第2項に定める通知もしくはJCB所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかつたとき、
 - (6)会員が第4項に違反したとき、
 - (7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき、(9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。

- カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本案の適用はなく、前条が適用されます。
- JCBは、前条および本案に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。JCBが当該変更を行う場合には、原則として3か月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を及ぼさないと思われる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

(KKB00-00000-20230331)

ETCスルーカード規定(要約)

- ETC会員とは、カード発行会社(以下「当社」という。))および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。))所定の会員規約(個人用、一般法人用、使用者支払型法人用または法人債務・カード使用者立替用をいう。以下総称して「会員規約」という。))に定める会員のうち、本規定および道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち両社がETCクレジットカード決済契約を締結した事業者(以下「道路事業者」という。))が別途定めるETCシステム利用規程を承認のうえ、ETCスルーカード(以下「本カード」という。))の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。
- 両社は、ETC会員に対し、会員規約に基づき貸与しているカードのうち会員が指定した両社が認めたカード(以下「親カード」という。))を追加して、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードの所有権は当社にあり、ETC会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。
- ETC本会員またはETC法人会員(会員規約(使用者支払型法人用)が適用される場合はETCカード使用者をいう。))は、当社に対し、当社が通知または公表する本カードにかかる年会費(ETC家族会員またはETCカード使用者の有無人数によって異なる。))を、親カードの年会費とは別に、親カードにかかる年会費と同様の方法で支払うものとします。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらず本規定を解約または解除した場合、すてにお支払い済みの本カードにかかる年会費は返戻しません。
- ETC会員による本カードの利用額は、全て親カードの利用とみなされるものとし、本カードの利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法で支払われるものとします。なお、親カードの利用可能な金額の計算にあたり、本カードの利用金額は、親カードの利用残高に合算されます。
- 本カードの紛失・盗難等については、会員規約における「カードの紛失・盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。
- 当社またはJCBの故意または過失による場合を除き、両社は、ETC会員に対して道路上での事故、ETCシステム、車載器に関する紛争などに関し、これを解決し、もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。また、両社は、本カードの紛失・盗難、毀損、変形、機能不良などに基づき、ETC会員の損失、不利益に関して責任を負いません。ただし、本カードの毀損、変形、機能不良などが両社の責に帰すべき事由(JCBがETC会員を発送する前既に発生していた事由に限られます。))により生じた場合は、この限りではありません。
- ETC本会員もしくはETC法人会員が本規定を解約し、または本規定を解除された場合、ETC会員は直ちに、ETC家族会員またはETCカード使用者に貸与された本カードを含む全ての本カードを返還または本カードに切り込みを入れて破棄するものとし、全ての本カードの使用を停止しなければならぬものとします。ETC会員が本カードを当社に返還せず、かつ本カードに切り込みを入れて破棄しなかつた状態において、他人が本カードを不正に使用した場合には、ETC会員に重大な過失があったものと推定し、会員規約(カードの紛失・盗難による責任の区分)を準用し、そのカードの利用代金はETC本会員またはETC法人会員(会員規約(使用者支払型法人用)が適用される場合はETCカード使用者をいう。))の負担とします。ただし、本カードの管理につき、ETC会員に故意または重大な過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 以下それぞれその規約を承認のうえ申し込み込んだ場合について次のとおりとします。
- (1)会員規約(一般法人用)を承認のうえ申し込み込んだ場合
ETC法人会員および同規約に定める代表使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC法人会員が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし(民法436条)、ETC法人会員および代表使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けつけない他の者に対しても、その効力を生じません。また、連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づきETC法人会員が負担する一切の債務について、ETC法人会員と連帯して履行する義務を負うものとします。
- (2)会員規約(使用者支払型法人用)を承認のうえ申し込み込んだ場合
ETC法人会員およびETCカード使用者は、本カード利用代金その他本規定に基づきETCカード使用者が負担する一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし(民法436条)、ETC法人会員およびETCカード使用者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けつけない他の者に対しても、その効力を生じません。
- (3)会員規約(法人債務・カード使用者立替用)を承認のうえ申し込み込んだ場合
本カード利用代金その他本規定に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、本カード利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法(法人会員によってカード使用者が立替金を支払う)で支払われるものとします。なお、当社は会員規約(法人債務・カード使用者立替用)に基づき、カード使用者から支払いを受けられなかった場合等には、ETC法人会員に対して、直接支払いを請求することができます。

【個人情報の取扱いに関する同意事項】

- ETC会員は、以下に定めるETC会員の情報を以下に定める目的で両社が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとします。
- ETC会員が、ETCマイレージサービスのユーザー登録(本項において変更登録を含む。))に際して本カードのカード番号を誤って登録した場合には、道路事業者が当該ETC会員のユーザー登録を有効に完了するため、両社がETC会員に代わって道路事業者に対し、当該ETC会員の氏名およびカード番号にかかる情報を通知すること。
- 道路事業者が自ら料金を徴収する(項番4.の規定にかかわらず、当社が、破産、民事再生または会社更生の申立て等の理由により料金を徴収することが困難となった場合、道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。))に、両社が道路事業者に対し、ETC会員の氏名、住所、電話番号その他ETC会員が両社に届け出た当該ETC会員の連絡先に関する情報を提供すること。

本規定に定めのない事項は会員規約によるものとします。また、「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、本規定の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」は、「JCB」と読み替えます。

(ETY99-00555-20230401)

QUICPay会員規定(個人申込書 / モバイルなし用一抄)

- 第1条(目的等)** 本規定は、株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。))が単独またはJCBの提携するカード発行会社(以下「当社」といい、JCBと併せて「JCB等」といいます)と共に運営する「QUICPay」と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム(以下「本決済システム」という。))の内容、利用方法、並びに第2条第1項(2)に定める指定本会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員等との間の契約関係等について定めるものです。

- 本規定は、第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員の本人決済システム利用について第2条第1項(2)に定める指定本会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員に適用されます。なお、JCBが単独で本決済システムを運営する場合には、本規定における「当社」、「当社またはJCB」および「JCB等」は、いずれも「JCB」と読み替えて適用されます。

第2条(用語の定義)

- 本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、JCB等所定の会員規約(以下「会員規約」という。))におけるのと同等の意味を有します。
- (1)「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を有するJCB等所定の非接触式ICチップを搭載したカード等をいいます。
- (2)「指定本会員」とは、会員規約に定める本会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、JCB等がこれを承認した方をいいます。
- (3)「指定カード」とは、指定本会員が会員規約に定める本会員として貸与されたいは貸与されているクレジットカード(以下「JCBカード」という。))のうち、指定本会員が本決済システム利用代金の支払方法としてあらかじめ指定する「JCBカード」をいいます。
- (4)「QUICPay会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。

①指定本会員

②指定本会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本会員の家族のうち、本規定を承認のうえ指定本会員の同意を得て本決済システムの利用を申し込み、JCB等がこれを承認した方(以下「QUICPay家族会員」という。)

第3条 (本カードの発行および貸与) 2.当社は、QUICPay入会申込者のうち、JCB等が審査のうえ承認した方に対し、JCB等が発行する本カードを貸与します。なお、JCB等は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。

- (1)本人入会申し込みの際、虚偽の事実を記入もしくは申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
- (2)本人入会申し込みの際、予め指定した指定カードが無効である場合。

5.QUICPay会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、QUICPay会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。

第11条 (立替払いの委託) 1.QUICPay会員は、第9条第1項の定めのとおり、QUICPay加盟店において本カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。指定本会員は、当社がQUICPay会員からの委託に基づき、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

- (1)当社がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。
- (2)JCBがQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCBに立替払いすること。
- (3)JCBの提携会社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に立替払いすること。
- 2.商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることをQUICPay会員は承認するものとします。
- 3.JCBが単独で本決済システムを運営する場合、第1項(2)は適用となりません。

第12条 (本カード利用代金の支払区分および支払方法) 2.本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は指定カードの利用とみなされます。

3.指定本会員は、会員規約に定める指定カードの利用代金の支払方法と同様の方法で、本カード利用代金を支払うものとします。

(QP898-00555-20230331)

MyJCB利用者規定

第1条 (定義) 1.「会員」とは、(1)株式会社ジーシーシー(以下「JCB」という)、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード、またはJCB所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。

- 2.[MyJCBサービス](以下「本サービス」という)とは、JCBおよびカード発行会社(以下、併せて「両社」という)が、両社所定のWebサイト(以下「本Webサイト」という)において提供する第4条の内容のサービスを行います。
- 3.[利用登録]とは、会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社(以下「カード発行会社」という)およびJCBに対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
- 4.[利用者]とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。
- 5.[登録情報]とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合言葉(第2条第6項に定めるものをいう)その他の情報およびID/パスワードの情報をいいます。
- 6.[認証情報]とは、ID/パスワード、秘密の合言葉およびワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)の総称をいいます。

第2条 (利用登録等) 1.利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。

- 2.本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他の両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みをいいます。
- 3.本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure(TM)利用者規定に同意するものとします。ただし、一部JCBの提携するカード発行会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
- 4.両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同一を特定する番号(以下「ID」という)を発行します。
- 5.IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。IDの発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。
- 6.利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え(以下、併せて「秘密の合言葉」という)を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
- 7.利用登録は、カードごとにを行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
- 8.利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。

第3条 (届出情報) 1.利用者は、利用者が日常的にメール受信を確認することが可能なEメールアドレスを、両社に対して届け出なければならず、利用登録がなされている期間、両社、JCBまたはカード発行会社から送信されるメールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなければならぬものとします。

2.利用者は、両社に届け出たEメールアドレスを変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条 (本サービスの内容等) 1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

- (1)カード発行会社が提供する、①「利用代金明細照会」、②「ポイントの照会・交換」、③「キャッシングサービスの口座振込」、④「キャッシング1回払いからキャッシングが払いへ変更する登録」、⑤「利用可能枠の変更申請」、⑥「メール配信」、⑦「その他のサービス」
- (2)JCBの提供する、①「J/Secure(TM)」, ②「メール配信」、③「MyJCB優待」、④「その他のサービス」
- (3)両社の提供する、①「届出情報の照会・変更」、②「キャンペーン登録・キャンペーン情報照会」、③「その他のサービス」
- (4)その他両社所定のサービス

2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。

第5条 (本サービスの利用方法) 1.利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスに対する「ご案内」、「ご利用上のご注意」その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という)を遵守するものとします。

- 2.利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し(以下「ログイン」という)、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 3.前項にかかわらず、両社は、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者にも求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。
- 4.前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したEメールアドレスに、臨時のパスワード(以下「ワンタイムパスワード」という)を送信します。なお、当社の規定回数を超えて、繰り返したワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するために改めて利用登録をすることがあります。
- 5.両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまめ対象IDのいずれか1つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまめ対象IDに係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。

第5条の2 (おまめログイン設定) 1.同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれぞれ複数のIDを相互に紐付ける設定

- (以下「おまめログイン設定」という)をすることができます(おまめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまめ対象ID」という)。おまめログイン設定後、以下の機能が適用されます。
 - (1)おまめ対象IDのいずれか1つでログインすることにより、他のすべてのおまめ対象IDに係るカードについてはログインできなくなり、本サービスを利用することができなくなります。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
 - (2)利用者がおまめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報(自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等)の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。(これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、[https://www.jcb.com/jp/myjcb/pop/omatome-login.html]に公表します。)
 - (3)利用者がおまめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望の有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
- 2.おまめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまめログイン設定できるカードの範囲は、[https://www.jcb.com/jp/myjcb/pop/omatome-login.html]に公表します。なお、家族カードはおまめログイン設定することができません。

第6条 (特定加盟店への情報提供サービス) 1.JCBブランドの一部の加盟店(以下「特定加盟店」という)において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。

- 2.両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。
- 3.両社は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 4.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 5.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 6.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第8条 (利用者の禁止事項) 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
- (2)他人の認証情報を使用する行為
- (3)本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承認させる行為
- (4)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを過して、または本サービスに関連して使用または提供する行為
- (5)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (6)法令または公序良俗に反する行為

第9条 (知的財産権等) 本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 (利用登録抹消) 両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとします。また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1)カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2)本規定のいずれかに違反した場合
- (3)利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (4)本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
- (5)同日で連続してログインエラーとなった場合
- (6)その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第11条 (利用者に対する通知) 1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。利用者は、両社が必要と判断する通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。

- 2.利用者が登録したEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者はまた第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 3.両社は第3条に基づき届け出たEメールアドレス宛にEメールが受信していないが、適宜確認を行うものとします。また、利用者が第3条第1項および第2項に定める義務を遵守しなかったために、JCBまたはカード発行会社から利用者への通知が到着しなかった場合または延着した場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、第3条第2項に基づく変更届出が遅延した場合はこの限りではないものとします。

第12条 (個人情報の取扱い) 1.利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。

- (1)宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
- (2)業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
- (3)市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること
- (4)統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)

2.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条 (免責) 1.両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。

- 2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。
- 3.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者が生じた損失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

第14条 (本サービスの一時停止・中止) 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者へ通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。

- 2.両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表または利用者へ通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。

- 3.両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
- 第15条（本規定の改定）** 1.両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則としてEメールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2.前項にかかわらず、利用者が第3条の義務を遵守していない場合、両社は、前項但書の場合に該当するかがかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、本Webサイトに掲載する方法により周知することにより周知するものとします。
- 第16条（準拠法）** 本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。
- 第17条（合意管轄）** 本サービスの利用に関する紛争については、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
- 第18条（本規定の優越）** 本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

JCBデビット会員向け特別

- 第1条（本特別の適用）** 1.本特別は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。
- 2.本特別に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。
- 第2条（本規定の変更）** 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
- 「1.「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」
- 2.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。
- 「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
- (1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス
- (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
- (3)両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
- (4)その他両社所定のサービス」
- 3.本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。
- 第3条（デビットショッピング利用時等の通知）** 1.カード発行会社は、本特別第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知も本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。
- ①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合
- ②会員に貸与されたカードによりデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができなかった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合
- ③JCBデビット会員規約第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から本会員への連絡を行う場合
- 2.本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレス宛に最新の最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。
- 3.カード発行会社は、本会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。
- 4.本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合にも、両社は一切責任を負わないものとします。
- 5.第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。
- 6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

大型法人カード利用者向け特別

- 第1条（適用範囲）** 1.本特別は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、両社所定の会員規約（大型法人用）（以下「会員規約（大型法人用）」）に定めるカード使用者に適用されます。
- 2.本特別に定めのない事項については、本規定および会員規約（大型法人用）が適用されます。
- 第2条（本規定の変更）** 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
- 「1.「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（カード使用者を含む）をいいます。」
- 2.本規定第2条第1項を以下のとおりに変更します。
- 「1.利用登録を行うことができる者は、カード使用者とします。ただし、以下の場合は利用登録できないものとします。
- (1)法人会員が両社所定のJCB法人カードWEBサービス利用手続きを行っていない場合
- (2)法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限する届け出を両社にした場合」
- 3.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。
- 「1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。
- (1)カード発行会社が提供する、ご利用代金明細照会
- (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③その他のサービス
- (3)両社の提供する、①属性照会、②その他のサービス
- (4)その他両社所定のサービス」
- 4.本規定第4条第3項の規定はカード使用者には適用されません。
- 第3条（本規定の追加）** 本規定第10条に以下の号を追加します。
- (7)法人会員が両社所定のJCB法人カードWEBサービス利用の解約を届け出た場合
- (8)法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限することを両社所定の方法により届け出た場合」

(MJ100000-20210730)

MyJチェック利用者規定

- 第1条（目的）** 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という。）が提供するサービス「MyJCB」(以下「MyJCB」という)の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員が本規定第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。
- 第2条（定義）** 本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同等の意味を有します。
- (1)「MyJチェック」(以下「本サービス」という)とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。
- (2)「MyJチェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。
- 第3条（対象会員）** 1.MyJCB利用者規定に同意のうえ、MyJCBの利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。
- 2.前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。
- 第4条（利用の申請）** 本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとします。
- 第5条（本サービスの内容等）** 1.カード発行会社は、MyJチェック利用者に対して、明細書を送付しないものとします。MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Readerとします。
- 2.前項にかかわらず、MyJチェック利用者の明細(カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書をMyJチェック利用者に送付します。
- (1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合
- (2)コンビニエンスストアを使った収納代行による支払いを行っている場合
- (3)MyJチェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合
- (4)その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
- 3.第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシング引当の利用がある場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社が当分の間、貸金業法第17条第1項に基づき、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」という）を、ご利用の都度MyJチェック利用者へ送付するものとすることを承諾するものとします。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第17条第1項の書面を送信する旨の記載がない場合は、送付しないものとします。
- 4.両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第17条第1項の書面に代えて貸金業法第17条第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができるものとします。
- 5.MyJチェック利用者は、「MyJCB」によって明細の内容を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。
- 6.両社は、MyJチェック利用者の明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という）を、MyJチェック利用者が届け出たEメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は明細確定通知を送信しないものとします。
- (1)MyJチェック利用者が届け出たEメールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合
- (2)その他両社が明細確定通知を送信すべきでない判断した場合
- (3)標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合
- 7.両社は、送信手続きの完了をもって前項の手続きを終了とします。ただし、MyJチェック利用者は、明細確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。
- 8.MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態に保つておくものとします。明細確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限ります。
- 第6条（本サービスの提供終了）** 両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を送付するものとします。なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJチェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。
- (1)本規定のいずれかに違反した場合
- (2)その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合
- (3)MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一のカード番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません
- 第7条（終了・中止・変更）** 1.両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
- 2.本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。
- 第8条（本規定の改定）** 両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 第9条（本規定の優越）** 本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」をJCBと読み替えるものとします。

MyJチェック利用者規定にかける特別

- 第1条（本特別の適用）** 1.本特別は、「MyJチェック利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員に適用されます。
- 2.本特別に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。
- 第2条（本規定の変更）** 1.本規定第5条第2項から第4項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。
- 2.本規定第5条第6項(3)を以下のとおりに変更します。
- 「(3)明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」
- 3.本規定第6条の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

(MJ100001-20230331)

J/Secure(TM)利用者規定

- 第1条（目的）** 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）およびJCBの提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という。）が両社の会員に提供する認証サービスであるJ/Secure(TM)の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものとします。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure(TM)を利用するものとします。
- 第2条（定義）** 本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約またはMyJCB利用者規定におけるものと同等の意味を有します。
- (1)「J/Secure(TM)」とは、両社が会員に提供する認証サービスです。
- (2)「J/Secure(TM)利用登録」とは、第3条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員をJ/Secure(TM)利用者として登録することをいいます。
- (3)「J/Secure(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用登録を完了し、両社からJ/Secure(TM)の利用の承認を得た者をいいます。
- (4)「J/Secure(TM)参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行うおうとするに際して、J/Secure(TM)による本人認証に対応した加盟店をいいます。
- (5)「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続きを行うとする際に都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。

(6)「固定パスワード」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードを指します。

(7)「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。

第3条 (J/Secure(TM)利用登録) 1. 会員がMyJCBサービスに利用登録する際その他両社所定の際に本規定に同意することをもって、会員のJ/Secure(TM)利用登録が完了します。

2. 前項にかかわらず、両社は、会員によるJ/Secure(TM)の利用が不適当と判断した場合に、当該会員のJ/Secure(TM)利用登録を認めない場合があります。

3. J/Secure(TM)利用登録は、カードごとに行うものとします。なお、同一のカードについて再度J/Secure(TM)の利用登録を行った場合、従前のJ/Secure(TM)の利用登録は効力を失うものとします。

第4条 (J/Secure(TM)の内容等) 1. J/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。

(1) 会員がJ/Secure(TM)参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第5条および第6条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス

(2) 前号に付随するその他サービス

2. 両社によるJ/Secure(TM)のサービスは無料です。ただし、J/Secure(TM)を利用する際に内容会社に対して生じる通信料は、J/Secure(TM)利用者の負担となります。

3. 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure(TM)のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secure(TM)利用者に対し、公表または通知します。

第5条 (認証方法) 1. J/Secure(TM)の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。

(1) ワンタイムパスワードを入力する方法

(2) MyJCBアプリ認証を利用する方法

(3) 固定パスワードを利用する方法

2. 前項にかかわらず、両社はJ/Secure(TM)の認証方法を追加または変更する場合があります。

3. J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によってJ/Secure(TM)の認証を行うかを選択するものとします。ただし、J/Secure(TM)利用者の登録状況、カード発行会社、通信設備の状況その他の事情により、第1項に定める認証方法の一部が選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、またはJ/Secure(TM)利用者の選択した認証方法を一時的もしくは継続的に変更する場合があります。J/Secure(TM)利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。

4. 第1項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM)利用者に対して事前に通知または公表のうえ、(ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります。J/Secure(TM)利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。

5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定はEメールを送信する方法となります。

第6条 (利用方法等) 1. 前条第1項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行または登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者がJ/Secure(TM)利用者かつ会員と推定し扱います。

2. 前条第1項(2)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、MyJCBアプリを用いる両社所定の方法により、当該ショッピング利用を承認するものとします。両社は、MyJCBアプリにより当該ショッピング利用が承認されたことをもって、当該行為を行った者をJ/Secure(TM)利用者かつ会員と推定し扱います。

3. 両社は、前2項の認証結果をJ/Secure(TM)参加加盟店に通知します。

4. J/Secure(TM)利用者は、第1項および第2項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が使用する内容、契約および方法に基づいて、J/Secure(TM)を利用するものとします。

第7条 (J/Secure(TM)利用者の管理責任) 1. J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードがJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。

2. J/Secure(TM)利用者は、両社が両社に登録したEメールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5条第5項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、Eメールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。

3. J/Secure(TM)利用者は、MyJCBアプリ認証において、MyJCBアプリを利用する端末がJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、厳重に管理するものとします。

4. J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされます。また、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第5条および第6条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員がJ/Secure(TM)利用登録をした場合であっても、J/Secure(TM)利用者は引き続き、会員規約第2条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。

5. J/Secure(TM)利用者が第5条第1項(1)または(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。

6. J/Secure(TM)利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失、盗難等の事実もしくは両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、J/Secure(TM)利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐欺等に遭い、それによりJ/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。

7. 他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担となります。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

8. 他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担となりますが、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第1項から第4項および(カード番号等の不正利用)第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加え、J/Secure(TM)利用者が本規定に違反した場合には、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第2項または(カード番号等の不正利用)第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担となります。

第8条 (J/Secure(TM)利用者の禁止事項) J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為

(2) 他人のパスワードを使用する行為

(3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムをJ/Secure(TM)のサービスに関連して使用または提供する行為

(4) JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為

(5) 法令または公序良俗に反する行為

第9条 (知的財産権) J/Secure(TM)の内容、情報などJ/Secure(TM)に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure(TM)利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 (J/Secure(TM)利用登録の解除等) 1. J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM)利用登録を解除することができます。

2. 両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者のJ/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとします。また、当該利用者のJ/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとします。

(1) カードを遺失した場合またはカードの会員資格を喪失した場合

(2) MyJCBサービスの利用登録が抹消された場合

(3) 本規定のいずれかに違反した場合

(4) J/Secure(TM)利用登録時に虚偽の申告をした場合

(5) その他両社がJ/Secure(TM)利用者として不適当と判断した場合

(6) 第5条第4項に基づきJ/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合

3. 第1項または第2項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合またはJ/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員がJ/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があります。会員はこれをあらかじめ認めるものとします。

第11条 (個人情報の取扱い) 1. J/Secure(TM)利用者は、両社がJ/Secure(TM)の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意します。

(1) 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること

(2) 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること

(3) 統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)

2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

第12条 (免責) 1. 両社は、J/Secure(TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとし、両社はその完全性を保証するものではありません。

2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure(TM)のサービスの利用に起因して生じたJ/Secure(TM)利用者の損害について、責任を負わないものとします。

3. 通信障害、通信状況、J/Secure(TM)の利用する端末やソフトウェアに起因する事由、J/Secure(TM)参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure(TM)利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure(TM)利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。

4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure(TM)利用者による損失、盗難、その他の通常の商取引において生じた紛争に關し、J/Secure(TM)利用者には、J/Secure(TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

5. J/Secure(TM)を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛争に關し、J/Secure(TM)利用者には、J/Secure(TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

第13条 (J/Secure(TM)の一時停止・中止) 1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表またはJ/Secure(TM)利用者へ通知することなく、J/Secure(TM)のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。

2. 両社は、システムの保守等、J/Secure(TM)の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure(TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社はJ/Secure(TM)利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure(TM)のサービスの提供を停止します。

3. 両社は、第1項または第2項に基づくJ/Secure(TM)のサービスの停止に起因してJ/Secure(TM)利用者へ生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条 (本規定の改定) 両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に同意することなく、将来本規定を改定し(本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができる。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第15条 (準拠法) 本規定の効力、履行および解釈に關しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第16条 (合意管轄裁判所) J/Secure(TM)の利用に關し、両社が別に定める会員規約などとのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

第17条 (本規定の優越) J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などとのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

(続編規定) カード発行会社が株式会社シーエーシーの場合、本文中の「両社」および「カード発行会社」を「JCB」と読み替えます。

(附則) J/Secure(TM)利用者には、本規定本文のほか、本附則の各条項が適用されます。

1. ワンタイムパスワードについては、2023年2月13日時点において、J/Secure(TM)ワンタイムパスワード(TM)利用者規定に基づきワンタイムパスワードアプリを用いた発行がなされていますが(以下、当該ワンタイムパスワードのことを「ワンタイムパスワード(アプリ)」といい、ワンタイムパスワード(アプリ)を用いたサービスのことを「アプリサービス」とします。)、アプリサービスは、別途両社が公表する日付をもって終了となります。アプリサービスが終了されるまでの間、ワンタイムパスワード(アプリ)は、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当しません。また、アプリサービスについては、本規定に優先して、J/Secure(TM)ワンタイムパスワード(TM)利用者規定が優先的に適用されます。

2. 別途両社が公表する日付以降、Eメールおよびショートメッセージを用いたワンタイムパスワードの発行サービス(以下「新ワンタイムパスワード」という。)が開始され、その時点から第5条第5項が適用されます。当該ワンタイムパスワードは、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当します。

3. 第5条第1項(2)に定めるMyJCBアプリ認証を利用する認証サービスは、別途両社が公表する日付以降に開始します。本規定本文の条項のうち、MyJCBアプリ認証について定める条項は当該開始日から適用されます。

4. アプリサービスの利用者のうち、両社に有効なEメールアドレスまたは携帯電話番号(以下「新ワンタイムパスワード通知先」という。)を登録している会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、順次、当該利用者に通知のうえ、新ワンタイムパスワードサービスの切替を行います。また、アプリサービスの利用者のうち、両社に新ワンタイムパスワード通知先を登録していない会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、新ワンタイムパスワード通知先を両社所定の期間内に登録するよう当該利用者に対して案内を行ったうえで、当該期間内に新ワンタイムパスワード通知先が登録されなかった場合には、順次、固定パスワードを利用する方法による本人認証への切替を行います。

(JS10000-20230213)

スマリボ特約

第1条 (総則) 1. 本特約は、会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。)第24条(ショッピング利用代金の支払区分)第2項(1)号に基づき、会員がショッピング利用代金の支払区分をショッピングクラブ扱いとするサービスの内容および利用条件等を定めるものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同等の意味を有します。

2. 本特約と会員規約その他の付随規定(以下「会員規定等」という。)との間に内容の相違がある場合、本特約が優先して適用されます。本特約に定めのない事項については、会員規定等が適用されます。

第2条 (定義) 1. 「スマリボ」(以下「本サービス」という。))とは、会員規約第24条第2項(1)号に基づき、原則として全てのショッピング利用代金の支払区分をショッピングクラブ扱いとするサービスを行います。

2. 「利用者」とは、本特約第3条に基づき、本サービスの利用登録が完了した会員をいいます。

第3条 (利用登録) 1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認の上、両社所定の方法により、両社に本サービスの利用を申し込みを行うものとします。両社は、会員の申し込みを承諾した場合に、当該会員の利用登録を行います。

2. 前項の利用登録の申し込みができる会員は、会員規約(個人用)の適用を受ける会員です。ただし、一部の会員は、前項の利用登録の申し込みを行うことができません。

第4条 (本サービスの内容) 1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。

- (1)利用者が会員規約第22条(ショッピングの利用)および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。
- (2)本サービスの利用登録がなされている間、会員規約第20条(利用可能な金額)第1項から第3項に基づき会員がショッピング利用できる金額を算定するに当たり、適用される機能別利用可能枠は会員規約第19条(利用可能枠)第1項②に定める「ショッピングリボ払い利用可能枠」となります。
- (3)(1)号および(2)号にかかわらず、利用者がショッピングリボ払い利用可能枠を超えてショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用分については、会員規約第25条(ショッピング利用代金の支払い)第1項(1)号に基づき、ショッピング1回払いとしてお支払いいただくものとします。
- (4)ショッピングリボ払いの支払方法は会員規約第26条(ショッピングリボ払い)第1項に定めるとおりです。また、支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち「残高スライドゆとりコース」または「残高スライド標準コース」となります。各支払いコースの詳細および手数料率は、「ショッピングリボ払いのご案内」に記載のとおりです。
- (5)利用者は、本サービスの利用登録が有効になされている間、別途両社が公表する条件を満たした場合には、両社が公表する内容の優遇サービスを受けることができます。
- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対して、3ヶ月前まで(ただし、重要な変更については6ヶ月前まで)に公表または通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第5条 (本サービスの利用方法) 利用者は、ショッピング利用をするに当たって、ショッピング1回払いをご指定ください。

第6条 (利用登録の抹消) 1.利用者は、両社が定める方法で本サービスの解除を申し出ることにより、利用登録を抹消することができます。

- 2.両社は、(1)利用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、(2)利用者が会員規定等または本特約に違反したとき、(3)利用者のショッピングリボ払い利用可能枠が0円となったとき、(4)その他利用者のカード利用状況または信用状況等に照らして、本サービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。
- 3.前二項に基づき利用登録が抹消された場合、会員は以後、利用者ではなく、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後利用したショッピング利用については、本特約は適用されず、会員規定等のみが適用されます。
- 4.第1項または第2項に基づき利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第4条第1項(1)号から(4)号が適用されます。ただし、利用者が会員規約第38条(期限の利益の喪失)第1項または第2項に基づき期限の利益を喪失した場合には、この限りではありません。

第7条 (本サービスの終了) 両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の6ヶ月前までに利用者へ通知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

第8条 (本特約の改定) 本特約の改定は、会員規約第46条(会員規約およびその改定)が適用されます。

第9条 (「支払い名人」からの移行) 1.「支払い名人」(両社が会員規約第24条第2項(1)号に基づき2019年4月15日利用分、2019年5月10日支払日まで会員に提供していたサービスをいう。以下同じ。)から本サービスに移行した利用者については、本特約第4条第1項(4)号にかかわらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い名人」から本サービスへの移行時点で当該会員に対して適用されていた支払いコース(以下「既存コース」という。)または残高スライド標準コースとなります。

- 2.利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第4条第1項(4)号に定める支払いコースに変更することができます。ただし、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。

カード発行会社が株式会社ジーシーピーの場合、本特約は次のように変更されます。

- 1.条文中の「両社」を「JCB」と読み替えます。
- 2.会員規約の引用条項について、第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。

(TK430002-20230331)

<ご相談窓口>

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.JCBカードのサービス入退会手続等についてのお問い合わせ、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジーシーピー JCBインフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

- 3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

(GSM00000-20120331)

株式会社ジーシーピー
お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

(00000-20230331)

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

- 株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSPビル
利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーブ・サービス、株式会社ジーシーピーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジーシーピーサービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的:保険サービス等の提供

(KRG00777-20170331)

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー(CIC)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

- 株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6カ月間	当該利用日から6カ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	

- ※上表のうち、個人情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。
- ※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。
- ※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

<提携個人情報機関>

本規約に定める提携個人情報機関は以下のとおりです。

- 全国銀行個人情報センター
電話番号 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報機関です。全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人情報センター開設のホームページをご覧ください。

- 加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人情報センター	*

*提携個人情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

(KSK77C-20230331)

キャッシングサービスのご案内

20200331 (ア')

<資金使途/自由(ただし、事業資金は除く)>

名称	融資利率 (年利)*1	返済方式	返済期間/返済回数	担保・ 保証人
キャッシング 1回払い (国内・ 海外)	15.00~ 18.00%	元利一括払い	23~56日(ただし 暦による)/1回	不要
JCB キャッシング リボ払い	15.00~ 18.00%	毎月元金 定額払い ボーナス 併用払い ボーナス月 のみ 元金定額払い	利用残高および返済 方式に応じ、返済元 金と利息を完済する までの期間、回数。 <返済例>貸付金額 50万円で返済元金1 万円の毎月元金定 額払いの場合、50カ 月/50回。	

- ※ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が交付する「融資ご利用内容のお知らせ」に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、交付後に新規でご利用または返済をされた場合には、変動します。
- ※CD・ATMでのキャッシング1回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)
- ※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間は101日、ただし暦による)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

*1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算。

●遅延損害金 (*1) 年20.00%

取扱会社:株式会社ジェーシービー

<登録番号:関東財務局長(14)第00183号>

<日本貸金業協会会員 第002442号>

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

0422-76-1700

※登録番号の最新の更新回数(カッコ内)は当社ウェブサイトをご参照ください。

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語との読み替えについて

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

日本クレジット協会が定める 自主規制規則における標準用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ショッピング利用代金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額、今回のお支払明細、お支払予定情報
支払回数	支払区分

(KHY00555-20180601)